

発行登録追補目論見書

2023年5月

三井住友信託銀行株式会社

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5-関東1-1
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2023年5月30日
【会社名】 三井住友信託銀行株式会社
【英訳名】 Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited
【代表者の役職氏名】 取締役社長 大山 一也
【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】 03(3286)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】 総務部文書チーム長 加藤 祐一
【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
【電話番号】 03(3286)1111(大代表)
【事務連絡者氏名】 マーケットALMビジネスユニット次長 木村 裕紀
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
【今回の募集金額】 10,000百万円
【発行登録書の内容】

提出日	2023年4月4日
効力発生日	2023年4月12日
有効期限	2025年4月11日
発行登録番号	5-関東1
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額 300,000百万円

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額(円)	減額による訂正年月日	減額金額(円)
-	-	-	-	-
実績合計額(円)		なし (なし)	減額総額(円)	なし

(注) 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) 300,000百万円
(300,000百万円)

(注) 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額
(下段()書きは発行価額の総額の合計額)に基づき算出しております。

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 一円

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 金融商品取引法の規定による備置場所はありません。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】	1
2 【社債の引受け及び社債管理の委託】	5
3 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	7
第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】	8
第1 【公開買付け又は株式交付の概要】	8
第2 【統合財務情報】	9
第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付 子会社との重要な契約）】	10
第三部 【参照情報】	11
第1 【参照書類】	11
第2 【参照書類の補完情報】	12
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	13
第四部 【保証会社等の情報】	14
・「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面	15
・事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移	16
・第11期事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の業績の概要	19

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行社債（短期社債を除く。）】

銘柄	三井住友信託銀行株式会社第27回無担保社債 (社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	該当事項なし
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.851%
利払日	毎年6月6日及び12月6日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2023年12月6日を第1回の利息を支払うべき日（以下「支払期日」という。）としてその日までの分を支払い、その後毎年6月6日及び12月6日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。ただし、半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年間の日割でこれを計算する。計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 (2) 支払期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は本社債には利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2023年6月6日
償還の方法	1 償還金額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、2023年6月6日にその総額を償還する。 (2) 本社債の償還期日が銀行休業日にあたるときは、支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、別記「振替機関」欄に定める振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「(注)10 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	国内における一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2023年5月30日
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2023年6月6日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約(その他の条項)」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）のために、当社の所有する資産に担保権を設定する場合には、本社債のために担保付社債信託法に基づき、当該資産の上に同順位の担保権を設定する。 2 当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

財務上の特約（その他の条項）

本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

(注) 1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」という。）

本社債について、当社はR&IからA A－（ダブルAマイナス）の信用格付を2023年5月30日付で取得している。

R&Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR&Iの意見である。R&Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R&Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R&Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、またはその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。

R&Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R&Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR&Iが判断した場合、発行体格付または保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。

一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。

本社債の申込期間中に本社債に関してR&Iが公表する情報へのリンク先は、R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

R&I：電話番号03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」という。）

本社債について、当社はJCRからA A－（ダブルAマイナス）の信用格付を2023年5月30日付で取得している。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関するJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含み業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。本社債の申込期間中に本社債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

JCR：電話番号03-3544-7013

(3) ムーディーズ・ジャパン株式会社（以下「ムーディーズ」という。）

本社債について、当社はムーディーズからA 1（Aワン）の信用格付を2023年5月30日付で取得している。

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務または債務類似証券の将来の相対的信用リスクについてのムーディーズの現時点の意見である。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産上の損失と定義している。ムーディーズの信用格付は、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク及びその他のリスクについて言及するものではない。ムーディーズの信用格付は、投資または財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、または保有を推奨するものではない。ムーディーズは、いかなる形式または方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見または情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、（明示的、黙示的を問わず）いかなる保証も行っていない。発行体または債務の信用リスクは、発行体から入手した情報、または公開情報に基づき評価される。ムーディーズは、信用格付を付与する際に用いる情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じている。しかし、ムーディーズは監査を行うものではなく、格付の過程で受領した情報について常に独自に確認することはできない。ムーディーズは、必要と判断した場合に本格付を変更することがある。また、ムーディーズは、資料、情報の不足や、その他の状況により、本格付を取り下げることがある。

本社債の申込期間中に本社債に関してムーディーズが公表する情報へのリンク先は、ムーディーズのホームページ(https://www.moody's.com/Pages/default_ja.aspx)の「当社格付に関する情報」の「レポート」の中の「プレスリリース - ムーディーズ・ジャパン」をクリックして表示される「レポート」に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。

ムーディーズ：電話番号03-5408-4100

2 振替社債

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第66条第2号の規定に基づき社債等振替法の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第1項の規定に基づき社債券を発行することができない。

3 社債管理者の不設置

本社債は、会社法第702条ただし書の要件を充たすものであり、本社債の管理を行う社債管理者は設置されていない。

4 期限の利益喪失に関する特約

(1) 当社は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本社債総額について期限の利益を喪失する。

- ① 当社が本社債の利息の支払いを怠り、5銀行営業日が経過してもこれを履行または解消できないとき。
- ② 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄の規定に違背したとき。
- ③ 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- ④ 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、若しくは当社以外の社債または社債を除く借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合はこの限りではない。
- ⑤ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立をし、または解散（合併の場合を除く。）の決議をしたとき。
- ⑥ 当社が破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 本(注)4(1)の規定により本社債について期限の利益を喪失した場合は、当社はただちにその旨を公告する。

(3) 期限の利益を喪失した本社債は、ただちに支払われるものとし、直前の利息の支払期日の翌日から、現実に支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による経過利息をつけるものとする。ただし、期限の利益喪失日に弁済の提供がなされなかった場合には、本社債の元本及び期限の利益喪失日までの経過利息について、期限の利益喪失日の翌日から、現実の支払がなされた日または弁済の提供がなされた旨を公告した日から5銀行営業日を経過した日のいずれか早い方の日まで、別記「利率」欄記載の利率による遅延損害金をつけるものとする。

5 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の新聞紙に掲載する。

6 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

7 社債要項の変更

- (1) 本社債の社債要項に定められた事項（ただし、本(注)9の発行代理人及び支払代理人を除く。）の変更は、法令に定めがあるときを除き、社債権者集会の決議を要するものとし、さらに当該決議に係る裁判所の認可を必要とする。
- (2) 本(注)7(1)の社債権者集会の決議録は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

8 社債権者集会

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法第681条第1号に規定する種類をいう。）の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債についての各社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、本種類の社債に関する社債等振替法第86条第3項に定める書面を提示したうえ、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して社債権者集会の招集を請求することができる。

9 発行代理人及び支払代理人

三井住友信託銀行株式会社

10 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関の業務規程その他の規則等に従って支払われる。

2 【社債の引受け及び社債管理の委託】

(1) 【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,200	1 引受人は本社債の全額につき連帯して買取引受を行う。 2 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金35銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1,600	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	1,600	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号	600	
BNPパリバ証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	300	
東海東京証券株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅四丁目7番1号	300	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	100	
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	100	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号	100	
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	100	
計	—	10,000	—

(2) 【社債管理の委託】

該当事項なし

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
10,000	39	9,961

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,961百万円は、貸出金や有価証券取得等の長期的投資資金及び経費支払等の一般運転資金に充当する予定ですが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定です。

第2 【売出要項】

該当事項なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1 【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項なし

第2 【統合財務情報】

該当事項なし

第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第10期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月24日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第11期中(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日) 2022年11月28日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2023年5月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号の規定に基づく臨時報告書を2022年6月27日に関東財務局長に提出

4 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日(2023年5月30日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2023年2月27日に関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2023年5月30日）までの間に於いて生じた変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている、2020年度を初年度とする三井住友トラスト・グループの中期経営計画は2022年度をもって終了し、三井住友トラスト・ホールディング株式会社は2023年度を初年度とする3年間の中期経営計画（2023～2025年度）を公表しております。また、有価証券報告書に記載されている2022年度の目標とする経営指標については、三井住友トラスト・ホールディング株式会社が実績値（未監査）を公表しております。これらの事項を除き、有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日（2023年5月30日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

三井住友信託銀行株式会社 本店

(東京都千代田区丸の内一丁目4番1号)

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会 社 名 三井住友信託銀行株式会社
代表者の役職氏名 取締役社長 大 山 一 也

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（2023年4月4日）以前5年間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の券面総額又は振替社債の総額が100億円以上であります。

（参考）

第26回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（2023年1月25日の募集）

券面総額又は振替社債の総額 10,000百万円

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

2023年3月31日現在、当社及び当社の関係会社は、親会社である三井住友トラスト・ホールディングス株式会社の下、当社、連結子会社38社及び持分法適用関連会社19社で構成されており、幅広く金融関連業務を行っております。

当社及び当社の関係会社の事業に係る位置付け及び報告セグメントとの関係は次のとおりであり、主要な関係会社を記載しております。



2. 主要な経営指標等の推移

(1) 連結

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
		(自2017年 4月1日 至2018年 3月31日)	(自2018年 4月1日 至2019年 3月31日)	(自2019年 4月1日 至2020年 3月31日)	(自2020年 4月1日 至2021年 3月31日)	(自2021年 4月1日 至2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	1,333,477	1,450,257	1,446,598	1,255,551	1,249,695
うち連結信託報酬	百万円	94,624	100,301	99,816	102,883	110,539
連結経常利益	百万円	226,345	251,344	232,268	156,885	203,664
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	155,875	161,545	147,190	125,358	149,223
連結包括利益	百万円	232,204	79,333	△33,490	178,902	66,845
連結純資産額	百万円	2,717,588	2,499,879	2,212,489	2,341,495	2,348,510
連結総資産額	百万円	54,810,805	56,941,609	56,288,892	63,149,243	64,346,726
1株当たり純資産額	円	1,537.23	1,472.33	1,305.26	1,381.78	1,385.34
1株当たり当期純利益	円	93.08	96.47	87.89	74.86	89.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.69	4.32	3.88	3.66	3.60
連結自己資本利益率	%	6.21	6.41	6.32	5.57	6.44
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,369,481	1,113,363	△2,388,345	6,525,876	△185,086
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△783,848	△188,024	△624,994	△472,822	△845,015
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△72,362	△200,049	△112,475	△199,897	△116,693
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	13,361,241	14,076,767	10,906,648	16,741,171	15,653,061
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	20,952 [2,204]	20,819 [2,102]	20,104 [2,058]	20,472 [2,098]	20,281 [2,090]
信託財産額	百万円	201,698,118	211,350,067	224,425,327	239,846,590	248,215,419

(注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等及び「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を2021年度の期首から適用しております。

2. デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、2021年度よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、2020年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

3. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

5. 連結自己資本利益率は、親会社株主に帰属する当期純利益を、非支配株主持分控除後の期中平均連結純資産額で除して算出しております。

6. 連結株価収益率は、株式が非上場であるため、記載しておりません。

7. 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係るものを記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 単体

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
経常収益	百万円	889,145	1,017,859	1,036,047	845,587	839,361
うち信託報酬	百万円	94,870	100,972	99,816	102,883	110,539
経常利益	百万円	172,967	209,094	176,443	114,003	150,808
当期純利益	百万円	117,980	148,661	124,706	95,941	113,343
資本金	百万円	342,037	342,037	342,037	342,037	342,037
発行済株式総数 普通株式	千株	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537	1,674,537
純資産額	百万円	2,372,266	2,271,838	2,017,424	2,049,539	2,051,305
総資産額	百万円	53,161,437	55,223,770	54,596,753	61,322,366	62,530,092
預金残高	百万円	29,392,255	31,744,181	30,537,466	33,174,292	32,898,724
貸出金残高	百万円	28,259,093	29,404,142	29,953,513	30,691,618	30,916,363
有価証券残高	百万円	5,972,337	6,091,898	6,625,035	7,090,335	7,951,169
1株当たり純資産額	円	1,416.67	1,356.69	1,204.76	1,223.94	1,224.99
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) 普通株式	円	67.16 (12.62)	96.05 (45.40)	47.18 (34.20)	28.65 (16.80)	32.01 (17.92)
1株当たり当期純利益	円	70.45	88.77	74.47	57.29	67.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	—	—	—	—	—
自己資本比率	%	4.46	4.11	3.69	3.34	3.28
自己資本利益率	%	5.03	6.40	5.81	4.71	5.52
配当性向	%	95.32	108.19	63.35	50.00	47.29
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	13,659 〔582〕	13,469 〔495〕	13,527 〔458〕	13,740 〔491〕	13,608 〔514〕
信託財産額	百万円	201,698,118	211,350,067	224,425,327	239,846,590	248,215,419
信託勘定貸出金残高	百万円	1,306,319	1,445,195	1,543,160	1,804,393	2,131,254
信託勘定有価証券残高	百万円	1,834,427	1,253,465	1,075,184	857,610	859,127
信託勘定電子記録移転有価 証券表示権利等残高	百万円	—	—	—	—	—

(注) 1. 収益認識会計基準等及び時価算定会計基準等を第10期(2022年3月)の期首から適用しております。

2. デリバティブ取引に係る担保の有無による信用リスクを適切に表示するため、第10期(2022年3月)よりデリバティブ取引の時価評価による金融資産と金融負債に係る表示方法を変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、第9期(2021年3月)の財務諸表の組替えを行っております。

3. 第10期(2022年3月)の普通株式の中間配当についての取締役会決議は2021年11月11日に行いました。

4. 第7期(2019年3月)の現物配当については、1株当たり配当額及び配当性向に含めておりません。

5. 「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」は、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部合計で除して算出しております。

7. 自己資本利益率は、当期純利益を期中平均純資産額で除して算出しております。

8. 株価収益率、株主総利回り及び最高・最低株価は、株式が非上場であるため、記載しておりません。

第 11 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の業績の概要

2023 年 5 月 12 日開催の取締役会において承認された第 11 期事業年度（2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで）の計算書類は以下のとおりであります。

この計算書類は会社法の規定に基づくものであり、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成した金融商品取引法の規定により提出される財務書類ではなく、また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の監査は未了であり、監査報告書は受領しておりません。

なお、計算書類に記載した金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

第11期末（2023年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	21,364,216	預金	35,041,223
現金	67,427	当座預金	1,915,209
預け	21,296,788	普通預金	8,832,263
コル	24,006	貯蓄預金	1,747
買現先勤	110,003	通知預金	76,808
債券借取引支払保証金	436,093	定期預金	23,222,892
買入金債	124,649	その他の預金	992,300
特定取引引資	1,609,798	譲渡性預金	7,617,705
商品有価証券	2,904	コルマ	2,086,480
商品有価証券派生商品	14	売現先勤	1,030,780
特定取引有価証券派生商品	880	特定取引引負	1,472,636
特定金融派生商品	1,447,810	特定取引有価証券派生商品	20
その他の特定取引資産	158,187	特定金融派生商品	1,472,616
金銭の信託	99	借用金	6,185,153
有価証券	6,999,285	借入	6,185,153
国債	1,549,213	外国為替	8,568
地方債	38,117	外国他店預り	8,066
社債	722,507	未払外国為替	501
株	1,374,077	短期社債	1,697,150
その他の証券	3,315,368	社債	1,847,560
貸出	31,947,351	信託勘定負債	4,332,472
割引手貸付	504	その他の負債	2,823,095
手形貸付	200,541	未決済為替	723
証書貸付	29,237,658	未払法人税	5,426
当座貸越	2,508,647	未払費用	105,913
外国為替	47,445	前受収入	38,343
外国他店預け	47,445	先物取引差金勘定	1,875
その他の資産	3,271,413	金融派生商品	1,931,427
未決済為替	862	金融商品等受入担保	450,879
未払費用	3,056	リース債	5,483
未収収入	142,159	資産除去債務	3,023
先物取引差入証拠	58,868	その他の負債	280,000
先物取引差金勘	4,090	賞与引当金	9,602
金融派生商品	1,735,754	役員賞与引当金	95
金融商品等差入担保	967,493	株式給付引当金	810
その他の資産	359,127	退職給付引当金	1,018
有形固定資産	182,820	睡眠預金払戻損失引当	3,028
建物	60,977	偶発損失引当金	1,344
土地	103,812	繰延税金負債	76,900
リース資産	3,533	再評価に係る繰延税金負債	2,381
建設仮勘定	497	支払承諾	458,822
その他の有形固定資産	13,999	負債の部合計	64,696,830
無形固定資産	89,534	(純資産の部)	
ソフトウエ	85,933	資本	342,037
その他の無形固定資産	3,600	資本剰余金	343,066
前払年金費用	265,005	資本準備金	273,016
支払承諾見返	458,822	その他の資本剰余金	70,049
貸倒引当金	△ 105,798	利益剰余金	1,230,712
		利益準備金	69,020
		その他の利益剰余金	1,161,691
		別途準備金	371,870
		繰越利益剰余金	789,821
		株主資本合計	1,915,815
		その他の有価証券評価差額	272,426
		繰延ヘッジ損益	△ 55,847
		土地再評価差額	△ 4,479
		評価・換算差額等合計	212,099
		純資産の部合計	2,127,915
資産の部合計	66,824,746	負債及び純資産の部合計	66,824,746

第11期 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経	常 収 益	1,310,130
信	託 報 酬	109,721
資	金 運 用 収 益	665,844
	貸 出 金 利 息	402,565
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	166,568
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	670
	預 け 金 利 息	74,945
	そ の 他 の 受 入 利 息	21,093
役	務 取 引 等 収 益	213,074
	受 入 為 替 手 数 料	1,337
	そ の 他 の 役 務 収 益	211,736
特	定 取 引 収 益	15,608
	特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	15,548
	そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	60
そ	の 他 業 務 収 益	203,946
	外 国 為 替 売 買 益	199,248
	外 国 債 等 債 券 売 却 益	3,495
	金 融 派 生 商 品 収 益	1,053
	そ の 他 の 業 務 収 益	149
そ	の 他 経 常 収 益	101,935
	株 式 等 売 却 益	89,952
	償 却 債 権 取 立 益	674
	そ の 他 の 経 常 収 益	11,309
経	常 費 用	1,085,533
資	金 調 達 費 用	552,582
	預 金 利 息	169,377
	譲 渡 性 預 金 利 息	139,247
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	5,769
	売 現 先 利 息	32,286
	借 用 金 利 息	18,668
	短 期 社 債 利 息	55,497
	社 債 利 息	22,369
	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	84,935
	そ の 他 の 支 払 利 息	24,432
役	務 取 引 等 費 用	109,382
	支 払 為 替 手 数 料	825
	そ の 他 の 役 務 費 用	108,556
特	定 取 引 費 用	5,184
	商 品 有 価 証 券 費 用	149
	特 定 金 融 派 生 商 品 費 用	5,035
そ	の 他 業 務 費 用	32,847
	国 債 等 債 券 売 却 損	29,499
	国 債 等 債 券 償 却	0
	そ の 他 の 業 務 費 用	3,346
営	業 経 常 費 用	266,335
そ	の 他 経 常 費 用	119,200
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,511
	貸 出 金 償 却	8,267
	株 式 等 売 却 損	83,337
	株 式 等 償 却	646
	そ の 他 の 経 常 費 用	22,438
経	常 利 益	224,597

第11期 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
特 別 利 益		17,518
固 定 資 産 処 分 益	311	
そ の 他 の 特 別 利 益	17,207	
特 別 損 失		17,829
固 定 資 産 処 分 損 失	1,169	
減 損 損 失	16,660	
税 引 前 当 期 純 利 益		<u>224,286</u>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	31,701	
法 人 税 等 調 整 額	23,449	
法 人 税 等 合 計		<u>55,150</u>
当 期 純 利 益		<u><u>169,135</u></u>

第11期 (2022年4月1日から
2023年3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計	
当 期 首 残 高	342,037	273,016	70,049	343,066	69,020	1,052,917	1,121,938	1,807,041
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△ 60,383	△ 60,383	△ 60,383
当 期 純 利 益						169,135	169,135	169,135
土地再評価差額金の取崩						22	22	22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	—	108,773	108,773	108,773
当 期 末 残 高	342,037	273,016	70,049	343,066	69,020	1,161,691	1,230,712	1,915,815

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	291,152	△ 42,431	△ 4,456	244,263	2,051,305
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△ 60,383
当 期 純 利 益					169,135
土地再評価差額金の取崩					22
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 18,725	△ 13,416	△ 22	△ 32,163	△ 32,163
当 期 変 動 額 合 計	△ 18,725	△ 13,416	△ 22	△ 32,163	76,610
当 期 末 残 高	272,426	△ 55,847	△ 4,479	212,099	2,127,915

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下、「特定取引目的」という。)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、デリバティブ取引については、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く。)の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク及び特定の信用リスクの評価に関して、金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3年～60年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

5. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法

人等株式及び関連法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者並びにその他今後の管理に注意を要する債務者のうち一定範囲に区分される信用リスクを有する債務者で、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができるものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき算定し、これに将来予測を勘案した調整を加えております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び審査各部が資産査定を実施し、当該部署から独立したリスク統括部が査定結果を検証しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は8,942百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役等への株式報酬制度における報酬支払いに備えるため、取締役等に対する報酬の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　： その発生事業年度に一時損益処理

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(6) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の条件を満たし負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、オフバランス取引や信託取引等に関して発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

8. 収益の計上方法

当社の顧客との契約から生じる主な収益は、「信託報酬」及び資産管理報酬、証券代行手数料、不動産仲介手数料、投資信託・保険販売手数料等の「役務取引等収益」であります。

各取引における履行義務の充足時点はそれぞれの経済実態を踏まえて以下のとおり判定しております。なお、取引の対価は履行義務充足後、概ね6ヵ月以内に受領するものが大宗であり、対価の金額に重要な金融要素は含んでおりません。

信託報酬及び資産管理報酬は、主に投資家事業及び個人事業で計上されており、信託約款・各種契約等に基づき、資産管理サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

証券代行手数料は、主に法人事業で計上されており、株主名簿管理事務委託契約等に基づき、株主名簿管理サービス等を履行する義務を負っております。当該履行義務は、当社が日々サービスを提供すると同時に顧客により便益が費消されるため、一定期間にわたり収益を認識しております。

不動産仲介手数料は、主に不動産事業で計上されており、不動産媒介契約に基づき、不動産媒介サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、不動産売買契約締結時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

投資信託・保険販売手数料は、主に個人事業で計上されており、取引約款・委託契約等に基づき、商品説明や販売受付事務サービスを履行する義務を負っております。当該履行義務は、商品販売時に充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

9. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

外貨建子会社・子法人等株式及び関連法人等株式の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の為替予約をヘッジ手段として個別ヘッジを行っており、繰延ヘッジとして処理する方法を適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委

員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、個別取引毎の繰延ヘッジを行っております。

10. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用に計上しております。

(2) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(3) グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱いの適用

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下、「実務対応報告第42号」という。）に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

会計方針の変更

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これにより、従来は取得原価をもって貸借対照表価額としておりました一部の投資信託について、基準価額等を時価として時価評価する方法へと変更しております。

この結果、当事業年度の有価証券が7,590百万円増加、その他有価証券評価差額金が5,266百万円増加、繰延税金負債が2,324百万円増加しております。なお、当事業年度の1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

重要な会計上の見積り

1. 貸倒引当金の見積り

- (1) 当事業年度に計上した金額：105,798百万円
- (2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社では、与信取引先（以下、「取引先」という。）について、決算開示や信用力に影響を及ぼす事態発生の都度、財務状況、資金繰り、収益力等による返済能力に応じた「債務者区分」を判定しております。また、「債務者区分」の判定結果及び担保等による保全状況等に基づき貸倒引当金を算定しております。「債務者区分」の判定に当たっては、取引先の定量的な要素に加え、定性的な要素を勘案しております。

（債務者区分の定義）

債務者区分	定義
正常先	業績が良好で財務状況にも特段問題がない。
要注意先	業績低調ないし不安定、財務内容に問題がある、あるいは金利減免・棚上げ先など貸出条件に問題があり、今後の管理に注意を要する。
要管理先	要注意先のうち、貸出条件緩和債権又は三月以上延滞債権を有するもの。
破綻懸念先	経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、実質的に経営破綻に陥っている。
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事实在発生している。

貸倒引当金については、債務者区分ごとに以下のように算定しております。

債務者区分	貸倒引当金の算定方法
正常先	1年間の貸倒実績に基づく貸倒実績率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。
要注意先及び要管理先	3年間の貸倒実績又は倒産実績に基づく貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値を予想損失率として算出し、これを基礎として、貸倒引当金を算定しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
破綻懸念先	債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。なお、一部の債務者について、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができものについては、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
実質破綻先及び破綻先	担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付き債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除しております。

正常先、要注意先及び要管理先については、貸倒実績率等が変動した場合、貸倒引当金に影響を及ぼします。また、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先について、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額が変動した場合、貸倒引当金に重要な影響を及ぼします。

- (3) 将来予測を勘案した予想損失額の調整

当社では、足許の経済環境の変化が取引先の将来の業績及び資金繰りに与える影響に鑑み、取引先の財務情報及び過去の貸倒実績率等に未だ反映されていない信用リスクに対する影響

額を見積り、予想される将来の信用損失に対する必要な調整を行っております。

(前事業年度)

当社では、新型コロナウイルス感染症の拡大、ウクライナをめぐる国際情勢等に起因する業績悪化の影響が懸念される業種を特定のうえ、当該業種に属する一部の与信について、「将来予測を勘案した見積り手法による追加的な貸倒引当金」（以下、「特例引当金」という。）を16,481百万円計上しております。

(当事業年度)

当社では、新型コロナウイルス感染症、ウクライナをめぐる国際情勢等に直接起因する取引先の将来の業績及び資金繰りの悪化懸念が縮小したと判断しております。

一方、足許の経済環境は、海外では、欧米を中心に高インフレと金融引き締めによって景気の減速感が強まり、国内では、個人消費には物価上昇が重石となっております。また、金融市場でも10年国債利回りやドル円レートがボラタイルに展開する等、大きく変化する局面にあります。

上記の経済環境の急激な変化を背景として、信用リスク管理を行う与信管理制度の見直しを実施しております。これに基づいて「事業環境変化等に伴い、与信関係費用が発生する可能性を内包している取引先」を選定し、当該取引先のモニタリングを強化しております。

これを踏まえ、特例引当金の対象となる信用リスクについて見直しを行い、取引先の財務情報及び過去の貸倒実績率等に未だ反映されていない信用リスクを反映するため、上記取引先の与信に対して特例引当金を計上しております。具体的な計算方法は以下のとおりであります。

- ① 選定された取引先の与信について、内部格付ごとに将来の信用リスクの悪化の程度に関する仮定を置き、定量的な情報等に基づいた将来の内部格付遷移を予測
- ② 上記の内部格付遷移を仮定した場合に将来発生すると予想される信用損失の見積りを行い、特例引当金を計上

上記に基づいて16,539百万円の特例引当金を計上しております。

なお、特例引当金計上に当たって採用した仮定については不確実性が高く、経済環境の変化が取引先の業績及び資金繰りに与える影響が変化した場合には、計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 退職給付債務の見積り

(1) 当事業年度に計上した金額：360,055百万円

退職給付債務360,055百万円から年金資産590,668百万円及び未認識数理計算上の差異33,374百万円を控除した純額263,986百万円を貸借対照表上、前払年金費用265,005百万円及び退職給付引当金1,018百万円として計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

退職給付債務、年金資産及び退職給付費用等については、数理計算上の計算基礎に基づいて算出されております。この計算基礎には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。

主要な数理計算上の計算基礎については、以下のとおりであります。

割引率	長期期待運用収益率
1.2%	3.6%

当社は、国内の優良社債の利回りに基づいて割引率を設定しており、債券のうち、満期までの期間が予想される将来の給付支払いの時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。また、長期期待運用収益率については、過去の運用実績及び将来利回りに対する予測を評価することにより設定しております。長期期待運用収益率は、株式及び社債等の投資対象資産グループ別の長期期待運用収益率の加重平均値を採用しております。

(3) 計算基礎の変更による計算書類への影響

(2)に記載した計算基礎については、退職給付債務及び退職給付費用に重要な影響を及ぼします。当社における割引率及び長期期待運用収益率をそれぞれ0.5%変更した場合の計算書類への影響は以下のとおりであります。

	退職給付費用への影響額	退職給付債務への影響額
割引率 : 0.5%減少	2,100百万円の増加	27,489百万円の増加
: 0.5%増加	1,884百万円の減少	24,504百万円の減少
長期期待運用収益率 : 0.5%減少	2,953百万円の増加	—
: 0.5%増加	2,953百万円の減少	—

3. 固定資産の減損処理

(1) 当事業年度に計上した金額

当社は海外ビジネスの維持拡大を目的に、新たな海外拠点勘定系システム（以下、本システム）導入に向けた開発プロジェクトを進めておりましたが、現在開発している包括的なパッケージシステムの導入を前提とする更改案を変更し、業務領域ごとに代替システムの導入を前提とした新更改案の検討を実施することといたしました。本システムの一部領域については、今後の使用を断念あるいは使用による業務継続が困難であり、今後の使用が見込まれないと判断しております。

当該意思決定が後述(2)減損の兆候の識別における「資産グループに関して、使用方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があった場合」に該当するものとして、減損の兆候があると判断し、減損損失の計上要否について検討を行っております。

この結果、本システムの一部領域について、今後の使用が見込まれないことから回収可能価額をゼロとし、本システム開発の大宗を占める対象業務領域のソフトウェアの帳簿価額15,904百万円について減損損失を計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(減損の兆候の識別)

資産グループが以下のいずれかに該当する場合には、減損の兆候を識別します。なお、使用が見込まれない資産については個別資産を一つのグループとしております。

- ・営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている場合、又は、継続してマイナスとなる見込みである場合
- ・資産グループに関して、使用方法について回収可能価額を著しく低下させる変化があった場合
- ・資産グループに関連して、経営環境が著しく悪化したか、又は悪化する見込みである場合
- ・資産グループの市場価格が著しく下落した場合

(減損損失の認識・測定)

減損の兆候がある資産グループについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否について判定し、当該キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 588,411百万円
2. 無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は111,102百万円、再貸付けに供している有価証券は750,675百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものはございません。
3. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	8,526百万円
危険債権額	86,105百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	39,512百万円
合計額	134,145百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

4. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は504百万円であります。
5. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	2,070,297百万円
貸出金	4,698,263百万円
その他資産	33,941百万円
担保資産に対応する債務	
預金	16,561百万円
売現先勘定	485,939百万円
借入金	4,483,179百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券382,875百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金20,559百万円が含まれております。

6. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は14,675,979百万円であ

ります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものは9,926,295百万円であります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

7. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日及び1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める標準地の公示価格、同条第2号に定める基準地の標準価格、同条第3号に定める当該事業用の土地の課税台帳に登録されている価格及び同条第4号に定める路線価に基づいて、合理的な調整を行って算出。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 164,670百万円
9. 有形固定資産の圧縮記帳額 26,480百万円
10. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金605,000百万円が含まれております。これらは全額、実質破綻時債務免除特約付劣後借入金であります。
11. 社債には、劣後特約付社債72,997百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当社の保証債務の額は64,346百万円であります。
13. 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託4,103,478百万円であります。
14. 関係会社に対する金銭債権総額 1,716,054百万円
15. 関係会社に対する金銭債務総額 1,091,630百万円
16. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとなっております。なお、当事業年度は資本準備金と利益準備金との合計額が資本金の額に達しているため、当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引

関係会社との取引による収益	
資金運用取引に係る収益総額	40,870百万円
役務取引等に係る収益総額	2,456百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	1,275百万円
関係会社との取引による費用	
資金調達取引に係る費用総額	11,783百万円
役務取引等に係る費用総額	28,337百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	484百万円
その他の取引に係る費用総額	28,610百万円

2. 「その他の特別利益」は、関係会社株式売却益であります。

3. 当社は海外ビジネスの維持拡大を目的に、新たな海外拠点勘定系システム（以下、本システム）導入に向けた開発プロジェクトを進めておりましたが、現在開発している包括的なパッケージシステムの導入を前提とする更改案を変更し、業務領域ごとに代替システムの導入を前提とした新更改案の検討を実施することといたしました。

これまでに開発した本システムについて、使用断念もしくは使用による業務継続が困難と判断した業務領域については、投資額の回収が見込まれないことから、減損損失を計上しております。

これにより生じた減損損失はソフトウェア15,904百万円であり、これを含めた減損損失は16,660百万円（有形固定資産219百万円及びソフトウェア16,440百万円）であります。

上記ソフトウェアの回収可能価額は、今後の使用が見込まれないことからゼロとしております。なお、使用が見込まれない資産については個別資産を一つのグループとしております。

(株主資本等変動計算書関係)

「その他利益剰余金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	当事業年度期首残高	当事業年度変動額	当事業年度末残高
別途準備金	371,870百万円	一百万円	371,870百万円
繰越利益剰余金	681,047百万円	108,773百万円	789,821百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「その他の特定取引資産」中の短期社債、並びに「買入金銭債権」中の貸付債権信託受益権等が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2023年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額(百万円)
売買目的有価証券	△14

2. 満期保有目的の債券 (2023年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国債	117,214	127,981	10,766
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	14,400	14,526	126
	その他	62,716	63,033	317
	外国債券	22,710	22,751	41
	その他	40,005	40,281	276
	小 計	194,330	205,541	11,210
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	104,828	103,614	△1,213
	外国債券	104,828	103,614	△1,213
	その他	—	—	—
	小 計	104,828	103,614	△1,213
合 計		299,159	309,156	9,997

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	16,951	66,524	49,572
合計	16,951	66,524	49,572

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	523,914
関連法人等株式	47,545
合計	571,460

子会社・子法人等及び関連法人等に対する出資金を含めております。

4. その他有価証券（2023年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表 計上額が取得 原価を超える もの	株式	1,026,752	421,402	605,349
	債券	1,058,025	1,054,667	3,358
	国債	569,703	569,548	154
	地方債	5,113	5,095	18
	短期社債	—	—	—
	社債	483,208	480,023	3,185
	その他	551,530	529,837	21,692
	外国株式	1,522	365	1,157
	外国債券	270,713	267,397	3,315
	その他	279,294	262,074	17,219
	小 計	2,636,307	2,005,907	630,400
貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの	株式	43,259	50,249	△6,990
	債券	1,120,199	1,123,921	△3,722
	国債	862,296	863,965	△1,668
	地方債	33,003	33,477	△473
	短期社債	—	—	—
	社債	224,899	226,479	△1,580
	その他	2,109,022	2,342,471	△233,449
	外国株式	—	—	—
	外国債券	1,499,342	1,532,933	△33,591
	その他	609,679	809,537	△199,857
	小 計	3,272,480	3,516,642	△244,161
合 計	5,908,788	5,522,549	386,238	

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	77,824
組合出資金	237,233
その他	984

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。なお、当事業年度において、非上場株式について440百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	138,296	87,645	945
債券	692,606	1,233	6,930
国債	686,723	1,221	6,925
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	5,883	11	4
その他	1,265,358	4,567	105,730
外国株式	1,998	—	1,102
外国債券	856,979	2,262	23,339
その他	406,380	2,305	81,288
合 計	2,096,261	93,446	113,607

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金等を含んでおります。

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、株式131百万円、その他75百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分が正常先に該当するものについては、時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合とし、今後の管理に注意を要する要注意先以下に該当するものについては、時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合としております。なお、一部の有価証券については、上記に加え、時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落し、かつ一定期間下落が継続している場合には、時価に回復可能性がないものとして減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2023年3月31日現在）

	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの (百万円)	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの (百万円)
その他の金銭の信託	99	99	—	—	—

(注) 当事業年度末において、信託財産構成物に時価のある有価証券等は含まれておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
有価証券償却税分	35,281百万円
貸倒引当金損金算入限度超過額(貸出金償却含む)	22,547
繰延ヘッジ損益	24,647
その他	40,790
繰延税金資産小計	123,267
評価性引当額	△23,538
繰延税金資産合計	99,729
繰延税金負債	
退職給付関係	51,853
その他有価証券評価差額金	120,232
その他	4,543
繰延税金負債合計	176,629
繰延税金負債の純額	76,900百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引)

種類	会社等の名称	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
親会社	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社	直接100%	金銭貸借取引	資金の借入	20,000	借入金	605,000
				資金の返済	60,000		
				利息の支払	6,659	未払費用	1,898

取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金は全額、実質破綻時債務免除特約付劣後借入金であります。利率は、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	1,270円74銭
1株当たりの当期純利益金額	101円00銭